

勝部地域まちづくり協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、勝部地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、鳥取市立勝部地区公民館内（鳥取市青谷町紙屋110番地）に置く。

(組 織)

第3条 協議会は、勝部地域に在住、在勤するすべての市民をもって組織する。

(事務局)

第4条 協議会に事務局を設置する。

2 事務局に、事務局長、書記、会計を設置する。

3 事務局は、協議会の会議開催通知、会議資料・会議録の作成等の庶務的な事務及び会計事務など、協議会を円滑に運営するための事務処理を担当する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第5条 協議会は、勝部地域において、魅力ある住みよいまちづくりを推進するため、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、鳥取市及び地域内各種団体と密接な連携のもとに勝部地域まちづくり計画の策定及びその推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第6条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 勝部地域まちづくり計画の策定に関すること。

(2) 勝部地域まちづくり計画に基づく事業の推進に関すること。

(3) 勝部地域内諸団体との連携・事業調整に関すること。

(4) 市行政への住民の意思の伝達に関すること。

(5) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと。

第3章 役員及び委員

(役 員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 事務局長 1名

- (4) 部会長 3名
- (5) 副部会長 3名
- (6) 書記 1名～2名
- (7) 会計 1名
- (8) 会計監査 2名

2 役員は、次のより選出する。

- (1) 会長は、総会において選出する。
- (2) 副会長は勝部地区自治連合会会長、会計監査は当該年度の勝部地区自治連合会の監事があたる。
- (3) 事務局長は、地区公民館館長とし、書記及び会計は、地区公民館職員の中から館長が指名する。
- (4) 部会長及び副部会長は、部会において選出する。

3 役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員 の 職務)

第8条 役員 の 職務 は、次 の と お り と す る。

- (1) 会 長 協議会を代表し、協議会の会務を総括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- (3) 事務局長 協議会の事務を総括する。
- (4) 部会長 担当部会を代表する。
- (5) 副部会長 部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長の職務を代理する。
- (6) 書 記 協議会の会議録等を作成する。
- (7) 会 計 協議会の会計事務を処理する。
- (8) 会計監査 協議会の経理を監査する。

(委 員)

第9条 協議会に次の委員を置く。

- (1) 勝部地域内各区の区長及び代理区長
- (2) 勝部地域に存する各種団体等の長又は代表者
- (3) まちづくり委員、民生児童委員

2 まちづくり委員は、事務局が推薦し、役員会の同意を得て会長が委嘱する。

3 委員の選出基準及び委員数については、細則にこれを定める。

(委員 の 職務)

第10条 委員は、協議会を企画運営し、地域住民への啓発に努めるとともに、規約第15条に定める部会に所属し、地域まちづくり計画の策定及び実践にあたる。

(任期)

- 第11条 役員及び委員の任期は、定期総会から定期総会までの1年間とし、再任を妨げない。
- 2 役員及び委員が辞任又は任期満了により欠員が生じた場合は、速やかに後任者を選任しなければならない。但し、旧役員及び委員は後任者が選任されるまでの間、その職務を行わなければならない。
- 3 補欠により選任された役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(会議)

第12条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会

(総会)

- 第13条 総会は、役員及び第9条に定める委員をもって構成する。
- 2 総会は、毎年度当初定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集し、会議の議長は会長が行う。
- 4 総会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任できる。
- 7 総会は、次の事項を審議決定する。
- (1) 規約の制定、変更又は廃止に関すること。
 - (2) 会長の選出に関すること。
 - (3) 事業計画、予算及び決算に関すること。
 - (4) その他協議会が第5条の目的を達成するための基本事項に関すること。

(役員会)

- 第14条 役員会は、役員（会計監査を除く。）をもって構成する。
- 2 前条第3項の規定は、役員会の開催について準用する。
- 3 役員会は、総会において諮るべき事項、協議会の運営に関する事項、各部会間の事業の調整に関する事項等について協議する。
- 4 役員会の事務は、協議会の事務局において処理する。

(部 会)

第15条 協議会は、事業を円滑に推進するため、次の部会を置く。

(1) 総務企画部会

(2) 地域づくり部会

(3) ふれあい部会

2 部会の活動分野及び構成については、細則にこれを定める。

3 部会には、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会は、部会長が必要と認めるときに招集し、会議の議長となる。

5 部会長は、必要があると認めるときは、規約第9条第1項に定める委員以外の者をまちづくり活動推進員として部会の運営に参画させることができる。

6 部会長は、部会の活動状況等を総会に報告するものとする。

7 部会の事務は、協議会の事務局において処理する。

第5章 会計及び会計監査

(会 計)

第16条 協議会の経費は、助成金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

(会計監査)

第17条 協議会の会計監査は、会計帳簿及び収入支出の状況を把握し、総会に報告するものとする。

第6章 補 則

(委 任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が総会に諮って別に定める。

附 則

1 この規約は、平成21年1月20日から施行する。

2 この規約を改正しようとするときは、総会において出席者の過半数の賛同を得なければならない。

3 この規約は、平成21年5月10日から施行する。

4 この規約は、平成24年5月11日から施行する。

5 この規約は、平成28年4月21日から施行する。

6 この規約は、平成29年4月20日から施行する。

7 この規約は、平成31年4月19日から施行する。

8 この規約は、令和2年6月19日から施行する。